

第3回 野洲市総合計画審議会（分野2 福祉・生活）

専門部会 会議次第

日時 令和7年9月30日(火) 10:00～12:00

場所 野洲市役所本館3階 第1委員会室

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 報告事項

アンケート調査の結果について

・・・ 資料1

4. 審議事項

後期基本計画（案）について

・・・ 資料2

5. その他

今後のスケジュールについて

・・・ 資料3

6. 閉 会

【配布資料】

- ◆ 次第・委員名簿
- ◆ 資料1 市民意向調査結果報告書（要約版）
- ◆ 資料2 後期基本計画（案）
- ◆ 資料3 野洲市総合計画（後期基本計画）策定スケジュール
- ◆ 参考資料1 前期基本計画（令和3年3月策定）
- ◆ 参考資料2 第2回総合計画審議会（分野2専門部会）議事要旨

野洲市総合計画審議会 委員名簿

分野	施策	所属機関等 (委員区分ごと、施策との関連順)	氏名 (敬称略)	関連
分野1 子育て・教育・ 人権	1-1 子育て支援の充実 1-2 青少年の健全育成 1-3 学校教育の充実 1-4 生涯学習・生涯スポーツ・文化芸術の推進 1-5 人権の尊重と多文化共生社会の実現	滋賀大学 教職大学院 教授	前田 利幸	学識経験者
		野洲市子育て支援会議	深津 昌江 ※第2回から交代	子育て
		野洲市青少年育成市民会議	三村 益夫	教育
		野洲市スポーツ協会	山本 博一	スポーツ
		野洲市文化協会	喜多 幸次	文化
		野洲市人権啓発推進協議会	太田 信成	人権
		公募委員	岩澤 政宗	公募
分野2 福祉・生活	2-1 健康づくりの推進と地域医療体制の整備 2-2 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり 2-3 障がい児・者福祉の充実 2-4 地域福祉の推進 2-5 生活困窮者等への支援の充実 2-6 消費者行政・防犯対策の充実	びわこ学院大学 教育福祉学部 教授	内藤 紀代子	学識経験者
		野洲市健康推進連絡協議会	川端 文代	健康
		一般社団法人 守山野洲医師会	本田 亘	地域医療
		野洲市老人クラブ連合会	堤 敏次	高齢者
		野洲市障がい者関係団体連絡協議会	西谷 厚子 ※第2回から交代	障がい者支援
		野洲市民生委員児童委員協議会	西村 孝子	地域福祉
		社会福祉法人 野洲市社会福祉協議会	富田 由紀子	生活困窮者・介護等
分野3 産業・観光・ 歴史文化	3-1 商工業の振興 3-2 農林水産業の振興 3-3 地域資源を生かした観光の振興 3-4 歴史文化遺産の保全・活用	滋賀県立大学 人間文化学部 教授	塙本 礼仁	学識経験者
		野洲市商工会	木村 靖	商工業
		レーク滋賀農業協同組合	清水 稔	農林業
		野洲市観光物産協会	北中 良幸	観光
		野洲市歴史民俗博物館友の会	小島 朝子	歴史文化
分野4 環境・都市計画・ 都市基盤整備	4-1 均衡ある土地利用の推進 4-2 自然環境・美しい景観の保全 4-3 生活環境の保全と上下水道サービスの安定供給 4-4 防災・減災対策の強化 4-5 道路ネットワークの整備と交通安全の推進 4-6 公共交通の利便性の向上	同志社大学 名誉教授	新川 達郎	学識経験者
		環境基本計画推進会議 「水と緑・安心の野洲」	林 かずみ	環境
		野洲市消防団	山本 一郎	防災
		近江鉄道株式会社	北村 真治	公共交通
		西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 京滋支社	池田 奈津子	公共交通
		公募委員	梅田 麻衣子	公募
		やすまる広場実行委員会	山本 幹夫	市民活動
分野5 市民活動・ 行財政運営	5-1 市民活動・自治会活動の推進 5-2 市民との情報共有の推進 5-3 効果的・効率的な行財政運営	野洲市自治連合会	奥野 清 ※第2回から交代	自治会

第2次野洲市総合計画（後期基本計画）策定にかかる市民意向調査
結果報告書（要約版）

令和7年9月
野洲市

1. 調査概要

(1) 調査目的

本調査は、「第2次野洲市総合計画（後期基本計画）」の策定にあたって、市民の意識や行政ニーズを把握し、市政及び施策の推進における基礎資料とする目的として実施しました。

(2) 調査対象者

無作為に抽出した18歳以上の市内在住者4,000人

(3) 調査方法

郵送で配布し、郵送で回収またはWebフォームから回答

(4) 調査期間

令和6年6月3日（火）～6月30日（月）

(5) 回収結果

配布数	回収数	回収率
4,000 件	1,663 件 (郵送：1,333 件、Web：330 件)	41.6% (郵送：33.3%、Web：8.3%)

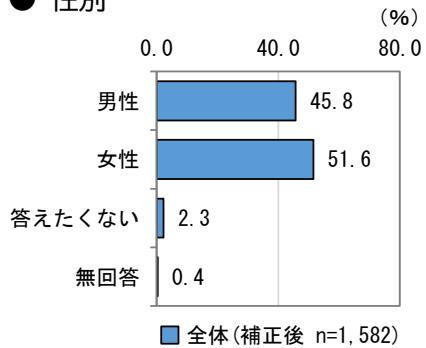
(6) 報告書の見方

- 回答比率は各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（%）で示しています。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計（全体）の有効回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、複数項目の組み合わせで分類した集計のことです。複数の質問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法です。
- 野洲市の現状を表したものとなるよう、属性を除いた各質問の単純集計（P7以降）については、ウエイトバック集計により、回収した調査票と実際の野洲市全体の年齢の偏りを補正した上で、結果を表示しています。
- 回収数は「1,663」ですが、このうち無回答等により年齢が不明な回答「81」を除いた数を基数として補正值を算出したため、ウエイトバック集計で表示する全体結果の有効回答数は「1,582」となっています。

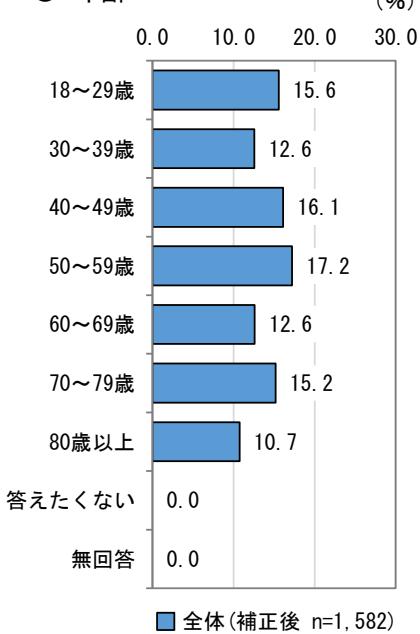
2. 調査結果の概要

(1) 回答者の属性

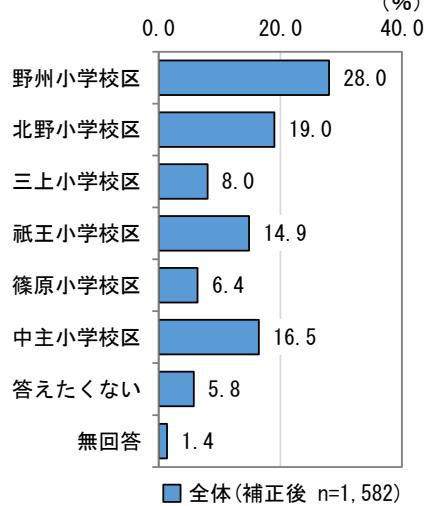
● 性別



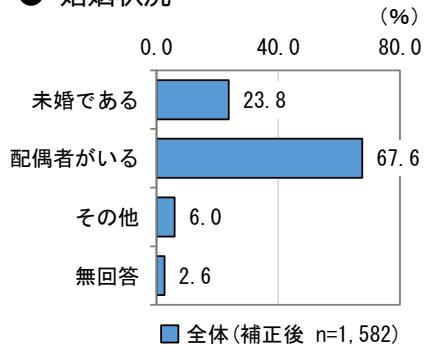
● 年齢



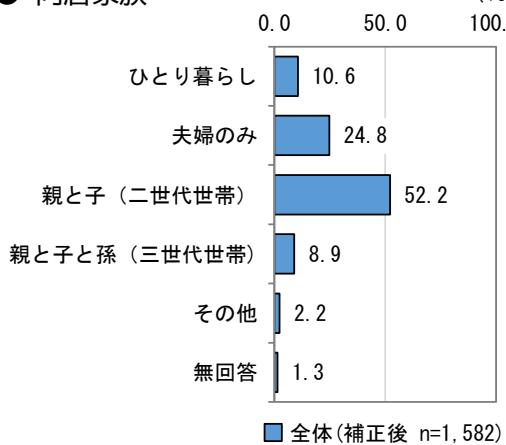
● 小学校区



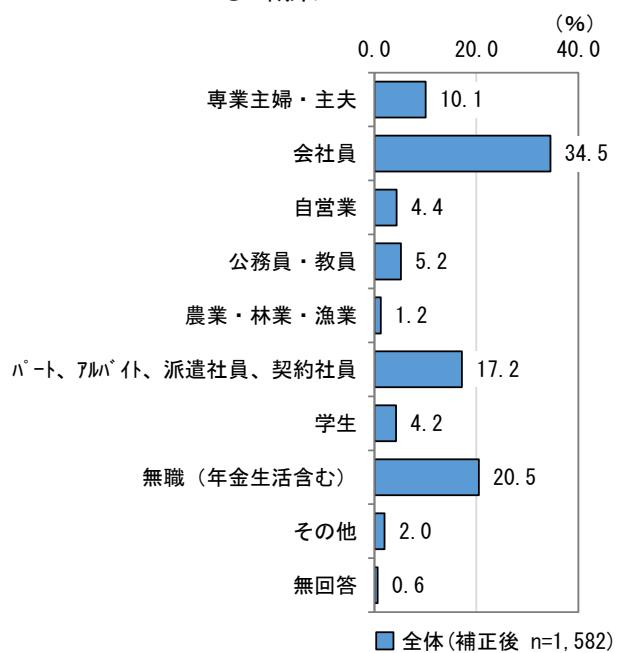
● 婚姻状況



● 同居家族

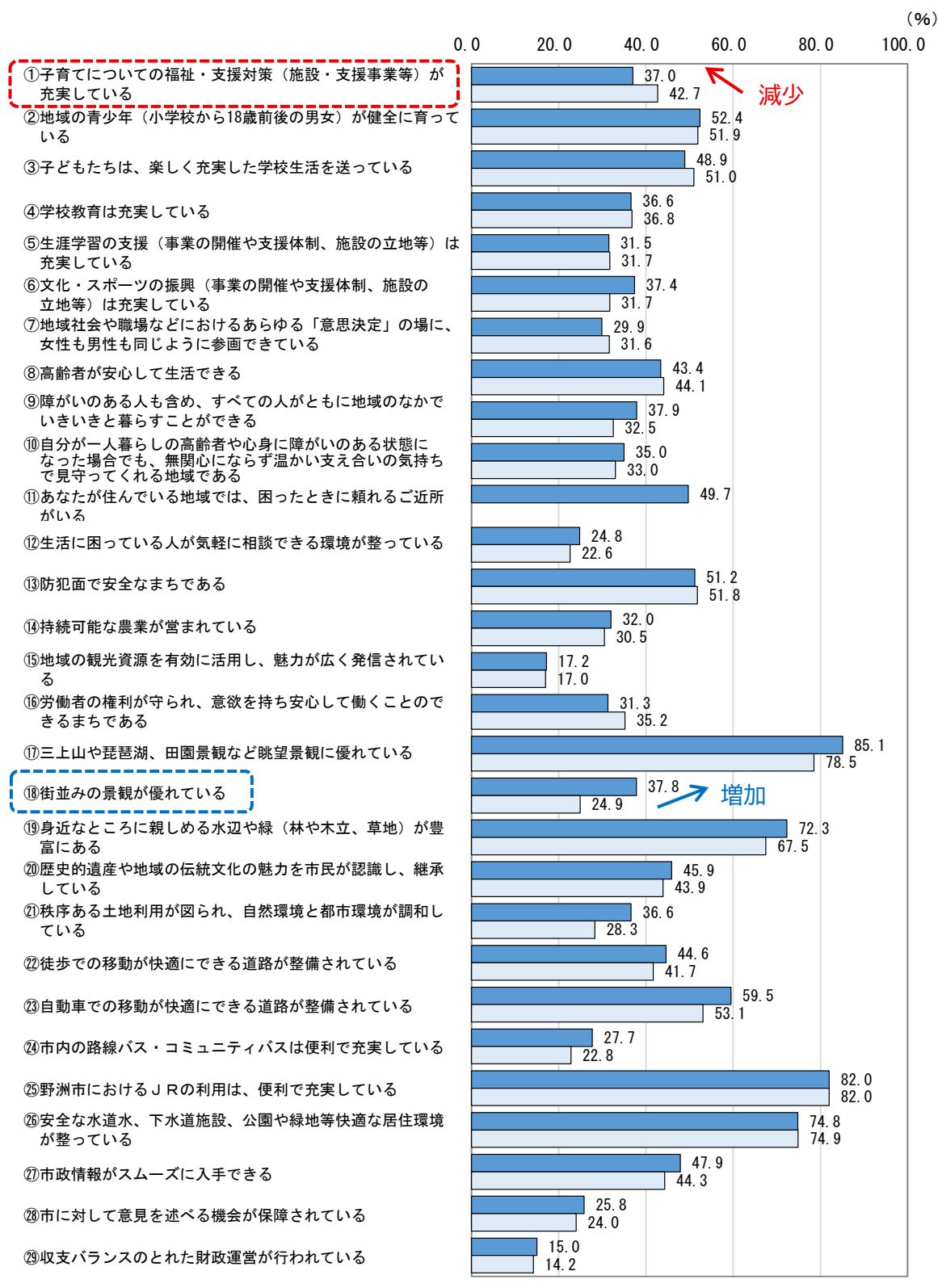


● 職業



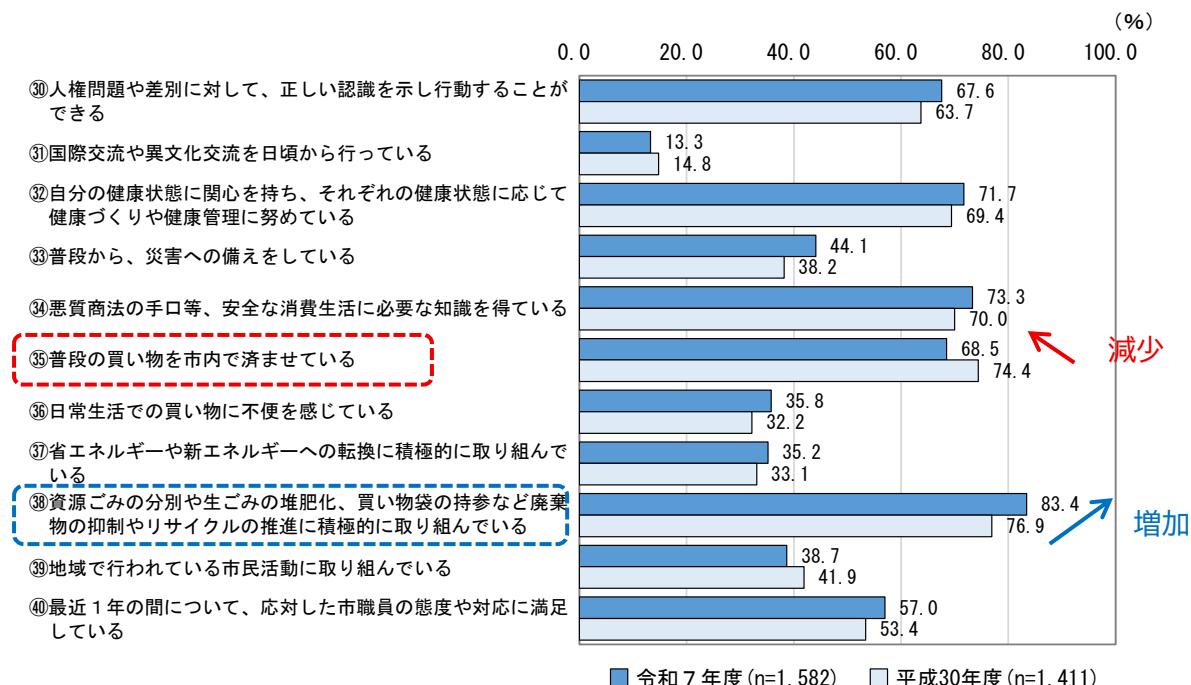
(2) 野洲市が実施している各施策の状況

①～⑨のことについて、平成30年度の調査結果と比較すると、『あてはまる』（「あてはまる」と「ある程度あてはまる」の合計）では、最も増加している項目は、「⑩街並みの景観が優れている」が24.9%から37.8%と12.9ポイントの増加となっています。一方で、最も減少している項目は、「①子育てについての福祉・支援対策（施設・支援事業等）が充実している」が42.7%から37.0%と5.7ポイントの減少となっています。



■ 令和7年度 (n=1,582) □ 平成30年度 (n=1,411)

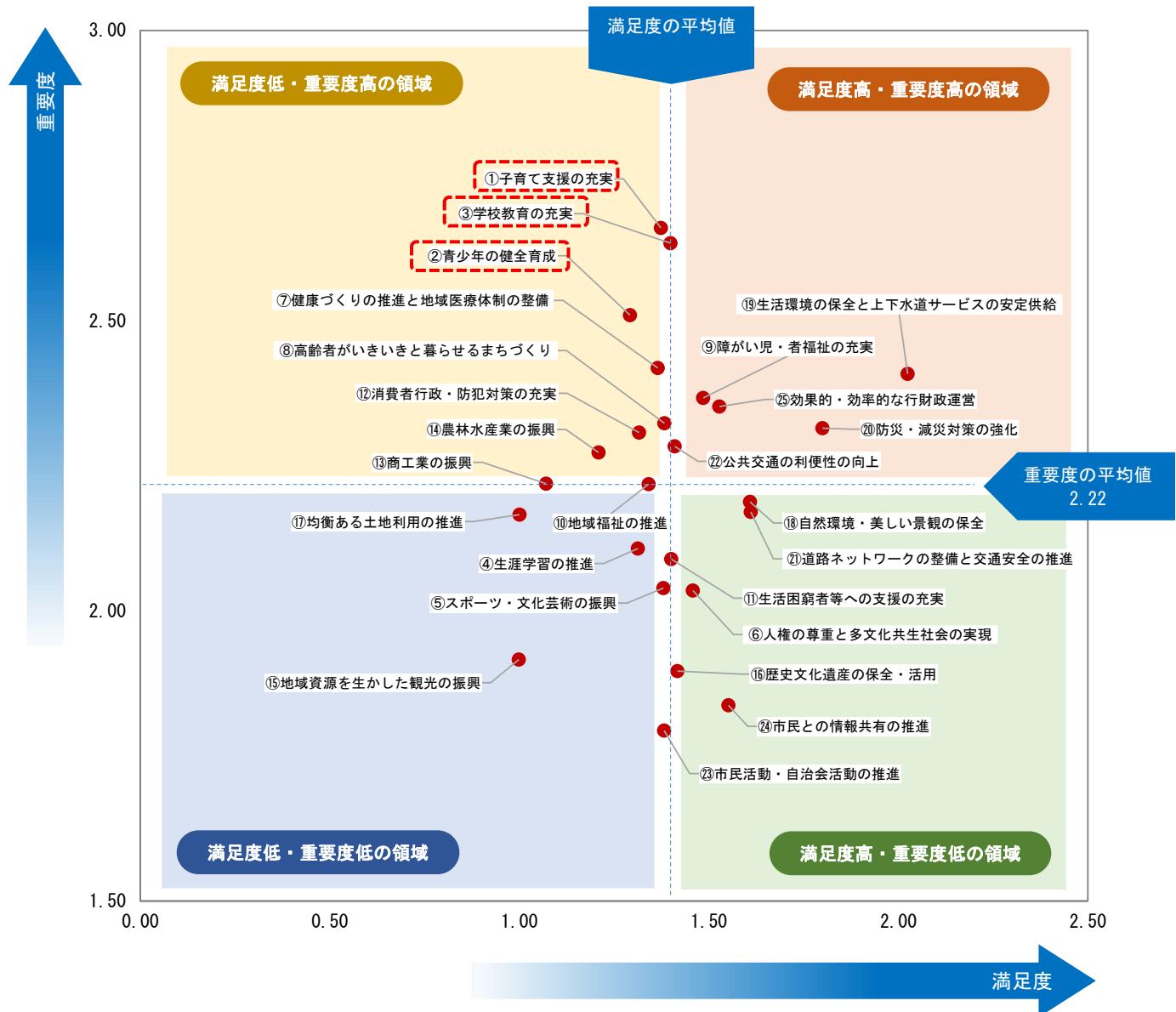
⑩～⑭の回答者自身のことについて、平成30年度の調査結果と比較すると、『あてはまる』（「あてはまる」と「ある程度あてはまる」の合計）では、最も増加している項目は、「⑩資源ごみの分別や生ごみの堆肥化、買い物袋の持参など廃棄物の抑制やリサイクルの推進に積極的に取り組んでいる」が76.9%から83.4%と6.5ポイントの増加となっています。一方で、最も減少している項目は、「⑭普段の買い物を市内で済ませている」が74.4%から68.5%と5.9ポイントの減少となっています。



(3) 市政全般の満足度・重要度

第2次野洲市総合計画の施策について、満足度を「満足：3点」「やや満足：2点」「それほど満足ではない：1点」「満足ではない：0点」、重要度を「重要：3点」「やや重要：2点」「それほど重要ではない：1点」「重要ではない：0点」の4段階で点数化し、「わからない」を除いた形で、平均値を算出しました。

横軸を満足度、縦軸を重要度とし、各施策に対する点数を座標で示しました。

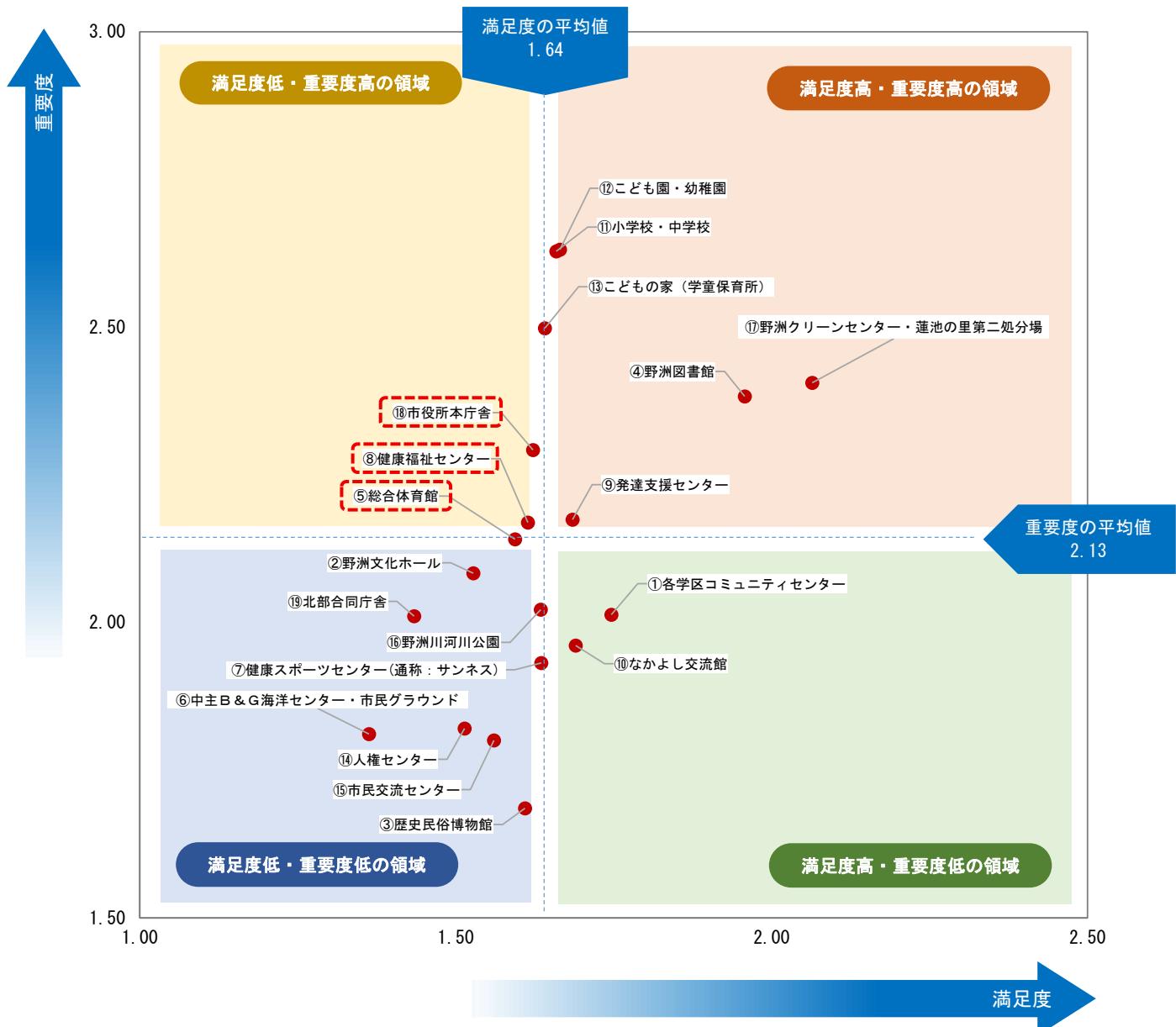


第2次野洲市総合計画の施策に対する満足度と重要度について、「重要度高・満足度低の領域」は、その重要性に比べて満足度が上がっておらず、第2次野洲市総合計画において課題となる施策群であり、「①子育て支援の充実」「②青少年の健全育成」「③学校教育の充実」などの施策があがっています。

(4) 公共施設（建物）の機能や設備の満足度・重要度

公共施設（建物）の機能や設備について、満足度を「満足：3点」「やや満足：2点」「それほど満足ではない：1点」「満足ではない：0点」、重要度を「重要：3点」「やや重要：2点」「それほど重要ではない：1点」「重要ではない：0点」の4段階で点数化し、「わからない」を除いた形で、平均値を算出しました。

横軸を満足度、縦軸を重要度とし、各公共施設（建物）に対する点数を座標で示しました。

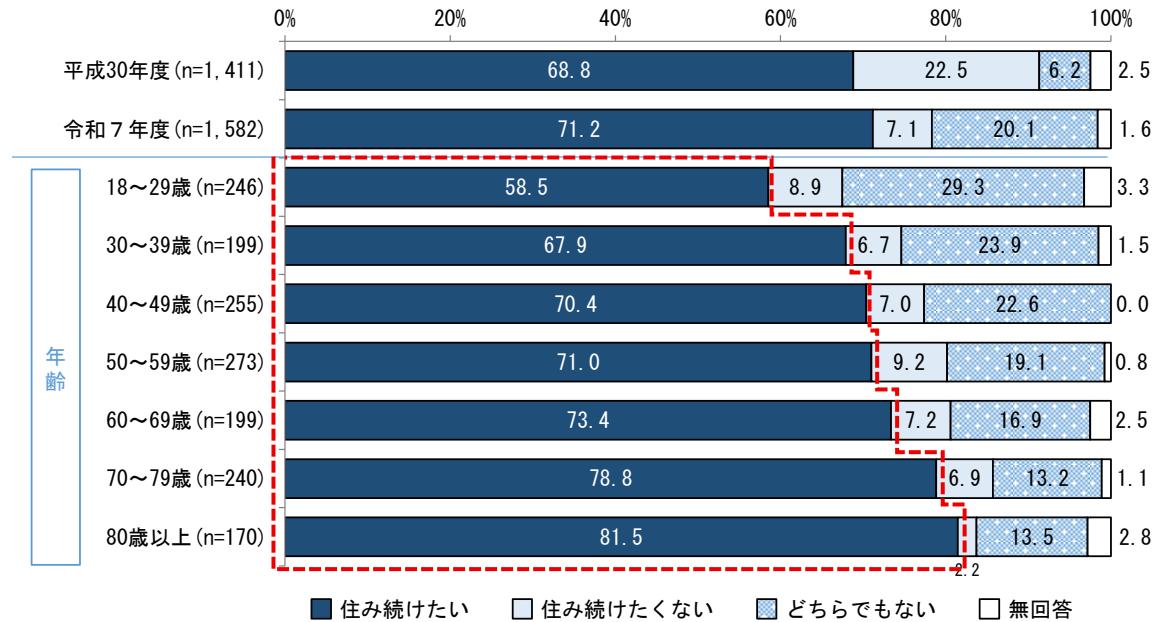


公共施設（建物）に対する満足度と重要度について、「重要度高・満足度低の領域」は、その重要性に比べて満足度が上がっておらず、今後、機能や設備の強化や老朽化対策が必要となる施策群であり、「⑤総合体育館」「⑧健康福祉センター」「⑩市役所本庁舎」などの公共施設があがっています。

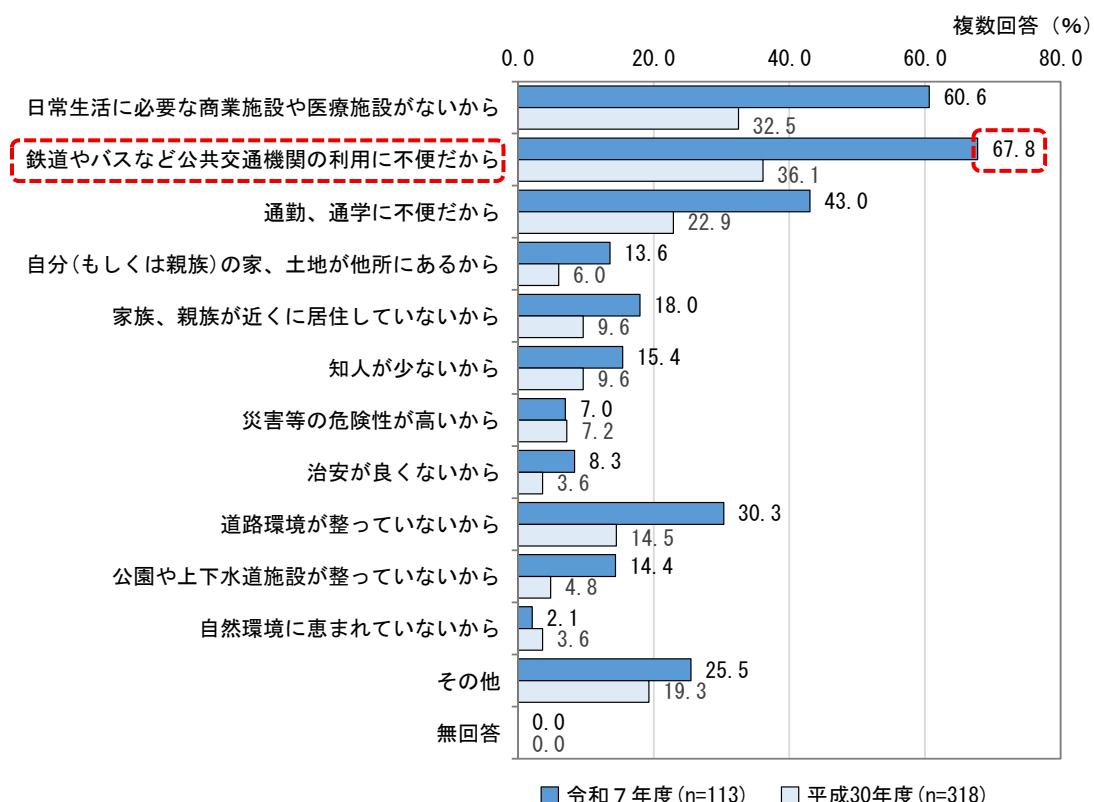
(5) 野洲市への居住意向

今後も野洲市に住み続けたいと思うかについて、「住み続けたい」が 71.2%で最も高く、次いで「どちらでもない」が 20.1%、「住み続けたくない」が 7.1%となっています。

また、年齢別でみると、「住み続けたい」では、年齢が高くなるにつれて、割合が高くなっています。



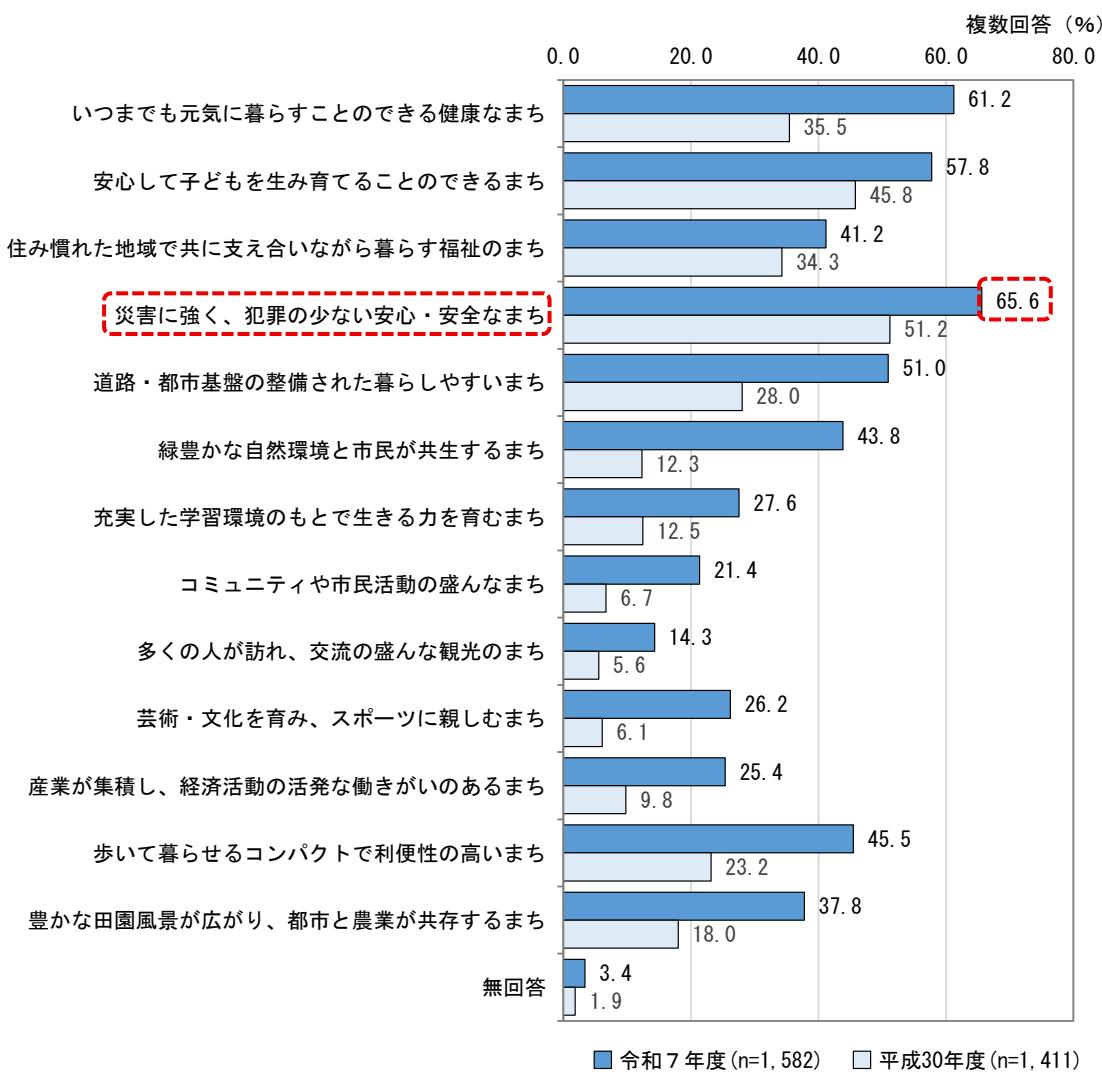
野洲市に住み続けたくないと思う人に、その理由について聞いたところ、「鉄道やバスなど公共交通機関の利用に不便だから」が 67.8%で最も高く、次いで「日常生活に必要な商業施設や医療施設がないから」が 60.6%、「通勤、通学に不便だから」が 43.0%となっています。

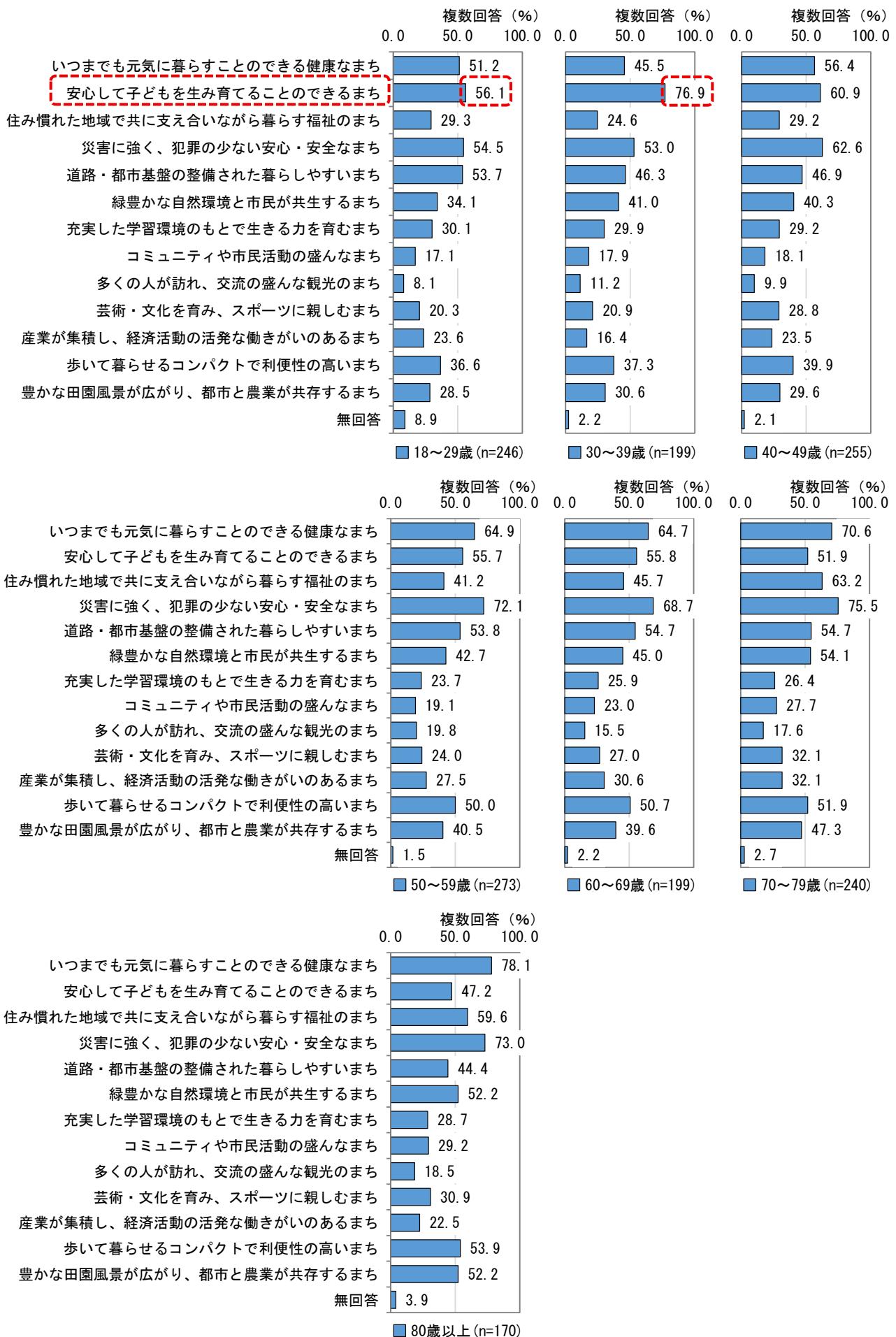


(6) これから野洲市

これからの野洲市のまちづくりを進めていく上で、あなたが理想とする「将来のまちの姿」としてイメージについて、「災害に強く、犯罪の少ない安心・安全なまち」が 65.6%で最も高く、次いで「いつまでも元気に暮らすことのできる健康なまち」が 61.2%、「安心して子どもを生み育てることのできるまち」が 57.8%となっています。

また、年齢別でみると、40 歳以上では「災害に強く、犯罪の少ない安心・安全なまち」が最も高いですが、40 歳未満では「安心して子どもを生み育てることのできるまち」が最も高くなっています。







施策 2-1 健康づくりの推進と地域医療体制の整備

《めざす姿》

誰もが自身の心と体の健康に関心を持って健康増進に取り組み、充実した地域医療体制のもと、安心して生活しています。

■ 現状・課題

- 高齢化が進行する中、誰もが生涯を通じて心と体の健康づくりを進め、健康寿命を延ばすことは重要な課題となっています。特に本市では、喫煙が影響する慢性閉そく性肺疾患※27や肺がんにおける男性の標準化死亡比※28が高く、健康づくりの大きな柱として、全身の健康状態に影響を及ぼすタバコへの対策を進める必要があります。また、うつ病などのこころの病気にかかる人の増加、自殺者が毎年発生している状況も、大きな問題となっています。心身両面の健康づくりにあたっては、「自分の健康は自分でつくる」ための個人への働きかけとともに、健康無関心層を含めた健康づくりを推進するために、楽しみながら健康になる健康長寿のまちを目指し、その環境づくりを社会全体で推進するという考え方のもと、取組を進めていくことが重要です。
- 生活が便利で豊かになり、食生活やライフスタイルの変化が急速に進行していることで、生活習慣病に起因する生活習慣病が、私たちの健康を脅かす大きな問題となっています。健康づくりに向けた意識啓発や、健（検）診の受診を勧めるとともに、医療機関と連携した保健指導や市の健康課題に対応する取組を効果的に推進するための体制づくりを進めていく必要があります。
- 近年、人々のライフスタイルや食に関する価値観・選択肢の多様化に伴い、食生活が豊かになる一方で、食習慣の乱れや栄養の偏り、肥満や生活習慣病、瘦身志向、孤食など、食を取り巻く様々な課題が見受けられます。食育※29は、生涯にわたって健康で豊かな生活を実現するための基本であり、家庭・地域・学校・関係機関等が役割を分担し、連携しながら、健康づくりと併せて 総合的かつ計画的に取組を進めていく必要があります。
- 令和に入り、自殺者数は横ばい状態ですが、未遂者は若年層、特に女性が増加しています。心の健康づくりについては、相談対応や啓発等を進めるとともに、自殺の予防に向け、教育等の直接市民に関わる職種を対象としたゲートキーパー研修による自殺対策を支える人材育成や、リスクが高い状況にある人への支援を強化し、「生きることへの包括的な支援」を行うことが必要です。
- 2040年には、本市の高齢化率は35%に迫る予想で、特に85歳以上の後期高齢者が増加すると見込まれています。このことは、医療を要する市民の実数と比率が、引き続き増加していくことを示しています。また、高齢者の世帯については、独居や夫婦のみの世帯が急増しており、「老・老」や「認・認」といわれる状況で在宅療養を行なう世帯が相当数に至るものと懸念されています。こういった状況の下、医療機関の在宅療養支援に果たす役割は年々大きくなっています。患者・市民や地域にもっと寄り添い、もっと身近に医療を提供することが求められています。

※27 慢性閉そく性肺疾患とは、たばこの煙など毒素の吸入により免疫反応が続いた結果、破壊された組織と増えたたんなどによる気道閉鎖がおこりやすい状態のこと。

※28 標準化死亡比とは、人口構成の違いを除去して死亡率を比較するための指標。

※29 食育とは、様々な体験を通じて「食」に関する知識や「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる活動のこと。

■ 取組方針と主な取組

① 市民の健康づくりへの支援

取組方針	主な取組
市民が自ら健康づくりに取り組むための支援や体制の充実を図ります。また、医療、福祉、保健等の関係機関との連携により、相談支援体制の充実を図ります。	健康づくりに関する意識啓発・教育の実施、食育に関する意識啓発・教育の実施、健（検）診の受診勧奨、地域の健康づくりの取組支援、自殺対策の推進、自然に健康になれる環境づくりの検討（ICT利活用等）

② 地域医療体制の整備

取組方針	主な取組
地域医療に係る国・県の政策は、保健医療圏域を単位に、それぞれの医療機関が機能を分担しながら、互いの連携をより強化するよう促すものとなっています。 市では、地域の中核的医療機関である市立野洲病院（移転後の新名称：野洲市民病院）において、圏内の高度医療機関等で急性期の治療を終えた市民が、安心して在宅に復帰できるための医療を進めます。また、同院の病床（199床）や総合的な医療機能をもって、市内診療所や介護事業所の後方支援の役割を果たすとともに、実益性のある地域医療・介護連携を進めます。	市立野洲病院（移転後の新名称：野洲市民病院）を中心とした地域の医療機関との連携 市民ニーズの高い専門科の診療体制の保持と中規模病院に相応な市民と患者に寄り添う「総合診療」と訪問診療の体制確立 急性期の治療を終えた患者の在宅療養復帰を支援する回復期のリハビリテーションの強化と、整形外科領域での相当高度な手術の拡大による経営の健全化 人間ドック等健診事業の充実と地域リハビリテーション事業の取組による二次予防の推進

■ 指標

指標名	実績値	目標値
特定健診受診率	44.0%	50.0%
特定保健指導の実施率	31.9%	40.0%
喫煙率（男性）	19.0%	13.5%以下

■ 関連する主な市の計画

- ほほえみやす 21 健康プラン
- 食育推進計画
- いのち支える野洲市自殺対策計画
- 地域福祉基本計画
- 国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）・特定健康診査等実施計画
- 市立野洲病院 経営強化プラン

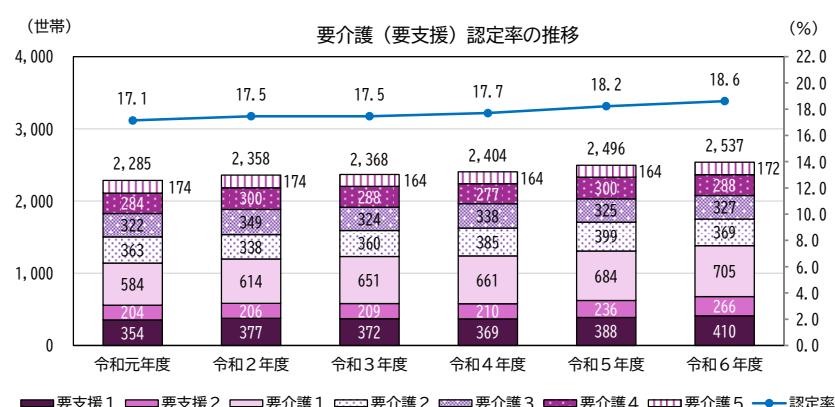
施策 2-2 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり

《めざす姿》

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って安心して暮らしています。

■ 現状・課題

- これまで培ってきた能力や知識や経験を生かして、地域や社会で活躍したいと考えている高齢者も多く、そういった高齢者の力による活発な地域活動や、高齢者の通いの場であるいきいき百歳体操^{※30}やサロン活動が市内全域で充実・拡大しつつあります。人生100年時代を迎えるなか、健康寿命の延伸に向け、住民等による地域での介護予防等の取組を促進するための総合事業の充実を推進する必要があります。
- 本市の令和6年度末における要介護（要支援）認定率は18.6%で県平均18.8%とほぼ同じ水準ですが、高齢化率は26.96%まで上昇しており、今後ますます認知症をはじめ介護や医療を必要とする人の増加が見込まれます。近年、特に独居高齢者や高齢者のみの世帯が増加しており、地域との関係を十分築けず社会的に孤立してしまう高齢者や、困窮や複合的な生活課題を持つ高齢者が増えています。市や社会福祉協議会との協働により、市民や福祉関係団体、民間企業等の福祉活動の推進や地域での連携を図る必要があります。
- 本市ではこれまで、特別養護老人ホームのほか、老人保健施設や病院のベッド数の確保を進めてきました。今後は高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、適正な介護サービスの利用や介護人材不足への対策など、持続可能な介護保険の運営への対応が必要です。



市が公表している介護保険事業
計画の数値に合わせて修正

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」（各年3月末時点）

対応する主なSDGsのゴール



■ 取組方針と主な取組

① 健康づくり活動と社会参加の促進

取組方針	主な取組
高齢者が健康づくりや介護予防に取り組むきっかけや環境づくりを行うとともに、地域活動やボランティア活動に参加し活躍できるよう後押しをすることで、生きがいを持って健康に楽しく暮らす高齢者を増やします。	いきいき百歳体操や高齢者サロン等の介護予防活動の促進、高齢者の学びの場の提供、ボランティア活動や高齢者相互支援活動の推進、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

② 高齢者の暮らしを地域で支えるまちづくり

取組方針	主な取組
身近な地域で相談や支援を行う体制を充実させるとともに、市民が行う多様な福祉活動とまちづくり活動が相互に作用し結びついで発展していくよう促すことで、地域で安心して暮らせる高齢者を増やします。	地域包括支援センターの機能強化と各中学校圏域への設置の検討、地域ケア会議や生活支援体制整備事業の協議体等の開催、認知症高齢者を市民や地域で見守るしくみの充実

③ 市民ニーズに沿った介護サービスの提供と適正化の推進

取組方針	主な取組
市民ニーズに沿った在宅サービスを整え、介護が必要な高齢者が安心して在宅で療養できるまちをめざします。	地域密着型サービスの充実、ケアプラン点検による適正なサービス利用の促進、在宅医療・介護連携の推進、介護人材確保・定着に関する事業所との連携・対策

■ 指標

指標名	実績値	目標値
いきいき百歳体操の団体数・参加者数	67団体 1,319人	75団体 1,500人
おたがいさまサロンの数・実施回数	81サロン 932回	100サロン 1,300回
要介護（要支援）認定率	18.6%	18.6%以下

■ 関連する主な市の計画

- 高齢者福祉計画・介護保険事業計画
- 地域福祉基本計画
- ほほえみやす21健康プラン

※30 いきいき百歳体操とは、高知市で開発された体操で、手首と足首におもりバンドをつけ、椅子に座ってDVDを見ながらゆっくりと体を動かす、体力づくりを目的とした体操のこと。

施策 2-3 障がい児・者福祉の充実

《めざす姿》

障がいのある人が自分らしい日常生活や社会生活を営むための体制が整い、誰もがともに地域でいきいきと暮らしています。

■ 現状・課題

- 近年、障がいに関する相談件数は増加傾向にあり、相談内容も複雑化・多様化しています。また、身体障がいや知的障がいのほか、外見からは分からぬ精神障がいや内部障がい^{※31}を抱える人も多くなっています。障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう、障がい特性や多様化するニーズに合わせたきめ細やかな障がい福祉サービスを提供することが求められており、関係機関等との連携をさらに強化し、相談員の確保や専門性の向上により、相談支援体制を充実させる必要があります。
- 障がいのある人への理解の促進を図るため、市のホームページや広報等の媒体を通じて、障がいに関する情報提供を行うなど、様々な施策を展開してきました。障がいのある人が、地域において自分らしく生きいきと暮らすためには、地域における障がい者理解を進めるとともに、本人による意思を尊重し、相談やサービス調整など個別支援を充実させる必要があります。
- 障がいのある人の就労については、関係機関や事業所と協力しながら支援と充実に努めていますが、就労の場の確保や就労に必要な知識や能力向上に加え、就労を継続していくための支援がより求められています。
- 育らしの中で障がいの特性にかかわらず、創作活動や軽スポーツ等を通して本人の能力向上や活躍の場を増やす取組を継続的に実施することが必要です。
- 障がいのある人は日常的に支援を必要としている場合も多く、家族などの最も身近で生活を支えていた人物が亡くなった場合には、様々な困難に直面する可能性があります。障がい児・者の重度化・高齢化等を見据え、自立生活を支え、地域全体で支えるサービス提供体制を構築した地域生活支援拠点の充実が必要です。
- 障がい児支援に関しては、医療的ケアの必要な子どもたちも含め、一人ひとりの障がい特性や発達状況に応じた福祉サービスが必要です。乳幼児期から成人期までの切れ目のない一貫した効果的な支援を身近な場所で提供することができるよう、相談支援の体制整備と専門的な支援が求められています。そして、療育による早期からの発達支援を行うことで効果を高めるとともに、我が子の障がい特性を理解し、安心して育していくことが出来るよう支援することが必要です。

障がい者手帳交付者数の年度推移
グラフを挿入

^{※31} 内部障がいとは、心臓機能障がい、腎臓機能障がい、呼吸器機能障がいなど、外見からは分からぬ体の内部に障がいがあること。



■ 取組方針と主な取組

① 障がい者の個別支援の充実

取組方針	主な取組
障がい特性や多様化するニーズを把握し、きめ細やかな障がい福祉サービスを提供するため、相談支援体制の充実を図ります。	地域生活支援拠点、基幹相談支援センター体制の充実、障がいのある人の権利擁護、意思疎通支援の充実、就労支援の充実

② 障がい児の相談支援・療育の充実

取組方針	主な取組
障がい児とその家族に対して、乳幼児期・学齢期から成人期につながる一貫した支援を提供するための体制を整備します。	相談・療育機能の強化、児童発達支援の充実、地域移行を進めるための連携拡充

■ 指標

指標名	実績値	目標値
グループホーム ^{※32} 数	11か所	14か所
指定特定相談支援事業者 ^{※33} 数	8事業者	10事業者
2歳児の発達相談件数	65人	68人

■ 関連する主な市の計画

- 障がい福祉計画・障がい児福祉計画
- 障がい者基本計画
- 地域福祉基本計画

^{※32} グループホームとは、介護を要しない就労又は自立訓練、就労移行支援等を利用している知的障がいのある人や精神障がいのある人が主に夜間において、日常生活上の世話の提供を受けつつ共同生活を行う住居のこと。

^{※33} 指定特定相談支援事業者とは、支援が必要な障がい者やその家族に向けた相談事業を行うため、市町村長が指定する事業者のこと。

施策 2-4 地域福祉の推進

《めざす姿》

すべての人が地域の一員として、ともに生き、ともに支え合い、安心して暮らしています。

■ 現状・課題

- 少子高齢化や核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化等の中で孤立し、生活に困難があつても相談できずに課題が深刻化する世帯が増加しています。また、個人や世帯が抱える課題が複雑化・複合化しており、分野別の対応では解決が困難な課題が増加しています。さらに、自然災害や感染症の拡大による影響等、本人の責によらない生活のしづらさが、いつ我が身に降りかかるともわからない時代になっています。福祉は他人事ではなく身近な「我が事」であり、特別な人のためではなくすべての人の幸せのためであるという認識を持ち、「おたがいさま」の気持ちで地域づくりに取り組むことが重要です。また、支援を必要とする人に支援がきちんと届くためには、異変を察知した場合に声をかけあえるような地域での関係づくりや、相談にきちんと対応できる体制整備が重要です。
- 本市では、分野を超えた包括的な相談支援体制を整備していますが、今後は市民が相談・交流しやすい身近な相談・交流拠点を増やしていく必要があります。相談・交流拠点を中心に、支援を提供する側、される側に分かれるのではなく、すべての人に役割があり社会参加できるような「地域共生社会」の実現に向けた取組が求められます。



資料：厚生労働省「地域共生のポータルサイト」

対応する主なSDGsのゴール



■ 取組方針と主な取組

① 市民の主体的な地域福祉活動の推進

取組方針	主な取組
安全で安心して暮らせる地域づくりや地域の中での生きがいづくり、相互に認め合う関係づくりを進めます。	世代間交流の推進、地域住民・ボランティア団体等の社会福祉活動への支援、自治会域で見守り・支え合い活動を行う見守り・支え合いネットワークへの支援（市社会福祉協議会との連携）

② 地域と連携した福祉活動の推進

取組方針	主な取組
市民に身近なところに設置した相談・交流拠点を中心とした連携や協働を進めます。そのため、相談機関等やそれらの機能について周知を図ります。	市民・自治会・事業者・行政のネットワークづくり、地域住民が集う拠点の整備、社会福祉協議会との連携強化、福祉のネットワークについての見える化の推進

■ 指標

指標名	実績値	目標値
見守り・支え合いネットワークの設置自治会数	4 自治会	20 自治会

■ 関連する主な市の計画

- 地域福祉基本計画
- 子ども・子育て支援事業計画
- 障がい者基本計画
- 障がい福祉計画・障がい児福祉計画
- 高齢者福祉計画・介護保険事業計画
- いのち支える野洲市自殺対策計画
- ほほえみやす 21 健康プラン
- 地域防災計画

施策 2-5 生活困窮者等への支援の充実

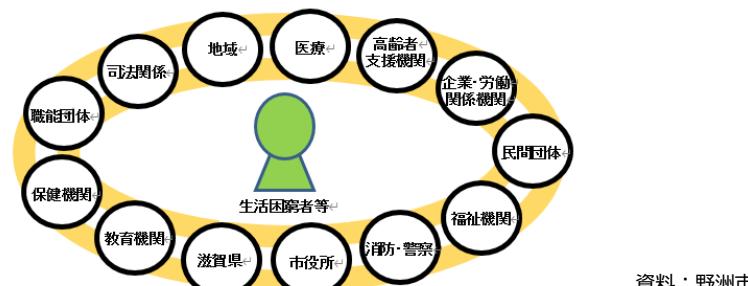
《めざす姿》

生活から就労まで包括的に対応できる相談支援体制が充実し、すべての人が孤立することなく安心して生活しています。

■ 現状・課題

- 市民が抱える課題は複雑化・複合化しており、それら課題を解決するためには包括的な相談支援体制の構築とその充実が必要となります。本市では、それら課題の解決に向け、行政、関係機関、地域社会等が連携・協働して取り組む体制を整え、発展させてきましたが、今後もこの連携と協働による包括的な相談支援体制の維持・強化に努める必要があります。
- 困難な状況にある人は、自らSOSを発信する力が弱く、また、支援に関する情報も十分に届かないことがよくあります。このような状況にある人が地域で孤立せず、適切な相談機関に結び付くことができるよう、引き続き身近な相談窓口の整備やアウトーリーチ型の相談支援を強化するとともに、事業者や地域の活動団体等の協力を得て行う見守りネットワーク活動^{※34}の充実等に努める必要があります。
- 就職しても定着が困難な人への支援やひきこもり等により、直ぐには就労に結びつくことが困難な人が徐々に社会参加する場の確保が課題となっています。個々人が置かれている状況や個々の能力に応じて安心して働き続けられるよう、行政、関係機関、地域社会等が連携し、継続して支援していくことが必要です。また、就労支援においては、一人ひとりの意思や能力、個々の事情に応じた多様な柔軟な働き方が可能となるよう事業者の理解と支援が必要となります。
- 経済的困窮、地域社会からの孤立その他の生活上の諸課題を抱える市民を多機関協働により重層的・包括的に支援できるよう、地域住民、社会福祉協議会、各種相談支援機関等との連携の円滑化を進めていく必要があります。

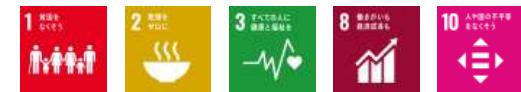
野洲市における生活困窮者等への支援の連携図



資料：野洲市

^{※34} 見守りネットワーク活動とは、野洲市くらし支えあい条例に基づく、市、事業者及び自治組織等の協力を得て、高齢者や障がい者、ひとり親、生活困窮者等の対象者が住み慣れた地域で安心して安全に暮らせるよう見守り・支えあう仕組みのこと。

対応する主なSDGsのゴール



■ 取組方針と主な取組

① 包括的な相談支援体制の充実

取組方針	主な取組
生活困窮者等の相談を取りこぼすことなく包括的に受け止めるため、地域における身近な相談窓口の整備、アウトーリーチ型の相談支援の強化、相談員の専門性の向上等に努めます。また、就職・就労定着への支援・多様な働き方の選択が可能となる地域づくり、関係機関や地域社会等との連携強化等により生活困窮者等の自立を支援します。	関係機関との協働による包括的相談支援体制の強化、生活困窮者の自立支援、市営住宅等の住まいの確保、就労準備や定着への協力事業者の確保、生活保護制度の適正運用、見守りネットワーク活動の充実

② 多機関協働のための仕組みづくり

取組方針	主な取組
複雑化・複合化した地域や個人の課題解決に向け、多機関協働・連携による包括的な支援体制を構築するための取組を進めます。	地域住民、社会福祉協議会、各種相談支援機関等との協働・連携の強化

■ 指標

指標名	実績値	目標値
生活困窮者支援事業において支援プランを策定した数	196件	400件
包括的な相談窓口数	2か所	2か所
「見守りネットワーク協定」協力事業者・団体数	49事業者・団体	60事業者・団体

■ 関連する主な市の計画

- 地域福祉基本計画
- 住生活基本計画

施策 2-6 消費者行政・防犯対策の充実

《めざす姿》

犯罪や消費者被害の未然防止・拡大防止に地域や事業者等と連携して取り組み、市民が被害にあうことなく安全・安心に暮らしています。

■ 現状・課題

- 現代社会は、少子高齢化、地域コミュニティの希薄化による地域社会での孤立化等に加え、情報通信技術の発展等による新たな商品やサービスの登場、犯罪の巧妙化等により、消費者被害が増加しており、大きな問題となっています。消費者問題の被害救済及び未然防止・拡大防止のためには、消費生活相談支援体制の機能強化、消費者教育・啓発による消費者問題に関する市民意識の向上等が必要となります。
- 地域や関係機関との情報共有・連携や野洲市消費者安全確保地域協議会が行う見守り活動をさらに強化し、消費者被害の早期発見や消費者被害の抑止による安全・安心な地域づくりを行う必要があります。併せて、野洲市くらし支えあい条例に基づく訪問販売事業者の登録制度等を適切に運用することにより、市民の安全・安心な暮らしを守ります。
- 近年、高齢者を狙った特殊詐欺や、SNSを通じた投資詐欺やロマンス詐欺が増加しており、また、「匿名・流動型犯罪グループ」いわゆる「トクリュウ」が闇バイトの実行犯を募るため、インターネットを利用する若年層を巻き込む犯罪が発生するなど、さらに巧妙化・多様化をしています。市内各地域に設置している地域安全指導員と協力し、各種啓発活動の実施や市民に対し適切な情報提供を行うとともに、防犯カメラや防犯灯等の設置、警察や地域の関係機関との連携・協議等、市全体での防犯対策を実施する必要があります。

対応する主なSDGsのゴール



■ 取組方針と主な取組

① 消費者被害の救済及び未然防止・拡大防止の充実

取組方針	主な取組
消費生活相談窓口の機能充実や消費者教育の推進を図るとともに、地域や関係機関等における情報共有や見守りリストによる見守り活動を強化すること等により、消費者被害の未然防止・拡大防止に努めます。	消費生活相談支援体制の充実、野洲市消費者安全確保地域協議会による見守り活動の強化、消費者教育の充実や消費者被害の防止に関する啓発の継続実施

② 防犯対策の実施

取組方針	主な取組
犯罪の未然防止に向けて、情報提供や防犯カメラ・防犯灯等の設置、警察や地域関係機関と連携した見守り活動など、市全体での防犯対策を実施します。	啓発活動の推進、防犯メールを活用した情報の周知、防犯カメラ・防犯灯等の防犯設備の整備、地域における自主的防犯活動の促進、警察や地元自治会等関係機関との連携・協議

■ 指標

指標名	実績値	目標値
消費生活相談窓口数	1か所	2か所
犯罪発生率（人口1万人あたりの発生件数）	56.2件/万人	55.0件/万人以下

資料：野洲市

消費相談受付数の年度推移グラフを挿入
(前期計画のグラフのデータ更新)

資料3

第2次野洲市総合計画（後期基本計画）策定スケジュール

項目	令和6年度					令和7年度												令和8年度
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
市議会					【全員協議会】 後期基本 計画の 策定方針				【全員協議会】 市民懇談会 の開催									【定例会】 議案提出
総合計画 審議会					【第1回】 全体会議				【第2回】 専門部会			【第3回】 専門部会		【第4回】 全体会議		【第5回】 全体会議		
【府内】 総合計画策定 ワーキング グループ						【第1回】 作業依頼		【第2回】 骨子確認 専門部会へ の出席依頼			【第3回】 後期基本 計画(案) の確認							
総合計画 ・ 総合戦略 評価委員会	6年度 【第2回】 指標等の課 題について (分野1~2)			6年度 【第3回】 指標等の課 題について (分野3~5)					7年度 【第1回】 令和6年度 施策評価 について									
市民参加	これまでの施策評価結果を踏まえ、各分野で設定して いる指標等に対する課題の洗い出しを実施						やすまる 広場	市民 アンケート		市民懇談会				パブリック コメント				

施策
1

健康づくりの推進と地域医療体制の整備

▶めざす姿

誰もが自身の心と体の健康に関心を持って健康増進に取り組み、充実した地域医療体制のもと、安心して生活しています。

▶現状・課題

高齢化が進行する中、誰もが生涯を通じて心と体の健康づくりを進め、健康寿命を延ばすことは重要な課題です。食生活やライフスタイルの変化に伴い、生活習慣に起因する生活習慣病が健康上の大きな脅威となっており、特に野洲市では、喫煙が影響する慢性閉そく性肺疾患^{*}や肺がんにおける男性の標準化死亡比^{*}が高く、健康づくりの大きな柱として、全身の健康状態に影響を及ぼすタバコへの対策を進める必要があります。また、うつ病などのこころの病気にかかる人の増加、自殺者が毎年発生している状況も、大きな問題となっています。心身両面の健康づくりにあたっては、「自分の健康は自分でつくる」ための個人への働きかけとともに、その環境づくりを社会全体で推進するという考え方のもと、取組を進めていくことが重要です。

健康づくりに向けた意識啓発や、健(検)診の受診を勧めるとともに、医療機関と連携した保健指導や市の健康課題に対応する取組を効果的に推進するための体制づくりを進めていく必要があります。また、食育^{*}は、生涯にわたって健康で豊かな生活を実現するための基本であり、家庭・地域・学校・関係機関等が役割を分担し、連携しながら、総合的かつ計画的に取組を推進します。

心の健康づくりについては、相談や啓発等を進めるとともに、自殺の予防に向け、自殺対策を支える人材育成や、リスクが高い状況にある人への支援を強化し、「生きることへの包括的な支援」を行うことが必要です。

医療については、機能の分化・連携を推進することにより、地域全体で切れ目なく提供される体制を整備する必要があります。新たな病院として、中程度の症状の患者への対応や、重要な医療を担う病院と自宅療養の間をつなぐ役割、診療所等の後方支援の役割を担い、周辺の医療機関との適切な役割分担と連携のもと、市民の健康と安心を守る医療機関を整備します。

特定健診^{*}受診率の推移(県との比較)

▶取組方針と主な取組

取組方針	主な取組
①市民の健康づくりへの支援 市民が自ら健康づくりに取り組むための支援や体制の充実を図ります。また、医療、福祉、保健等の関係機関との連携により、相談支援体制の充実を図ります。	健康づくりに関する意識啓発・教育の実施、食育に関する意識啓発・教育の実施、健(検)診の受診勧奨、地域の健康づくりの取組支援、自殺対策の推進
②地域医療体制の整備 市民が住み慣れた地域で適切な医療サービスを受けることができる環境を整備します。	新病院の整備、市立病院の運営、診療所・周辺病院・大学病院等の関係機関との役割分担と連携による地域医療体制の整備

▶指標

指標	現状値	目標値(5年後)
特定健診受診率	48.3%	60.0%
特定保健指導の実施率	29.8%	35.0%
喫煙率	男性22.9% 女性 4.1%	男性21.1% 女性 3.5%

▶関連する主な市の計画

- ほほえみやす21健康プラン
- 食育推進計画
- 国民健康保険保健事業実施計画(データ ● いのち支える野洲市自殺対策計画
ヘルス計画)・特定健康診査等実施計画
- 地域福祉基本計画

施策
2

高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり

▶めざす姿

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って安心して暮らしています。

▶現状・課題

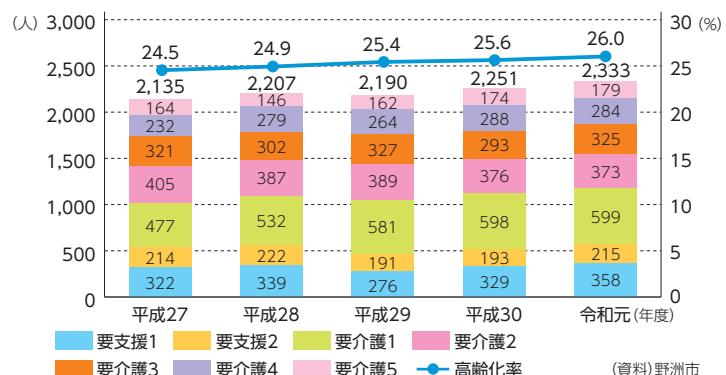
令和7年に団塊の世代がすべて75歳以上の後期高齢者になり、認知症をはじめ介護や医療を必要とする人の増加が見込まれます。

近年特に、高齢者の単身や夫婦のみの世帯が増加しており、地域との関係を十分築けず社会的に孤立してしまうことで、日常生活上の問題や健康面の不安を有する高齢者が増えています。また、経済的に困窮した高齢者や複合的な生活課題を持つ高齢者が増えており、高齢者への虐待も様々な態様で増加しています。行政、地域、市民がそれぞれの役割を高め、お互いに連携して取り組んでいく必要があります。

一方で、高齢者の体力はこの20年間で5歳から10歳ほど若返ったといわれており、元気な高齢者も増えています。これまで培ってきた能力や知識、経験を生かして、地域や社会で活躍したいと考えている高齢者も多く、そういった高齢者の力による活発な地域活動も多くあります。高齢者の居場所である地域のサロン活動も市内全域で充実・拡大しており、高齢者が自主的に筋力体操などを行うグループ活動も増えています。

野洲市ではこれまで、特別養護老人ホームのほか、老人保健施設や病院のベッド数の確保を進めてきました。今後は高齢者や家族がより安心して自宅での療養や介護ができるよう、在宅サービスの充実とその利用を促していく必要があります。

要介護認定者数と高齢化率の推移(各年度末)



(資料)野洲市

▶取組方針と主な取組

取組方針	主な取組
①健康づくり活動と社会参加の促進 高齢者が健康づくりや介護予防に取り組むきっかけや環境づくりを行うとともに、地域活動やボランティア活動に参加し活躍できるよう後押しをすることで、生きがいを持って健康に楽しく暮らす高齢者を増やします。	「いきいき百歳体操 [※] 」等の介護予防活動の促進、高齢者の学びの場の提供、ボランティア活動や高齢者相互支援活動の推進、認知症予防の啓発や早期診断対策の強化、高齢者の保健事業と介護予防の一體的な実施
②高齢者の暮らしを地域で支えるまちづくり 身近な地域で相談や支援を行う体制を充実させるとともに、市民が行う多様な福祉活動とまちづくり活動が相互に作られ結びついて発展していくように促すことで、地域で安心して暮らせる高齢者を増やします。	地域包括支援センターの機能強化と各中学校圏域への設置、「小地域ふれあいサロン [※] 」等の市民によるつながり・見守り活動の促進、認知症高齢者を市民や地域で見守るしくみの充実
③市民ニーズに沿った介護サービスの提供と適正化の推進 市民ニーズに沿った在宅サービスを整え、介護が必要な高齢者が安心して在宅で療養できるまちをめざします。	小規模多機能型居宅介護 [※] 等の地域密着型サービスの充実、24時間訪問看護・介護の体制の強化、在宅医療・介護連携の推進

▶指標

指標	現状値	目標値(5年後)
いきいき百歳体操の団体数・参加者数	53団体・1,250人	65団体・1,400人
小地域ふれあいサロンの数・実施回数	84サロン・1,153回	100サロン・1,300回
要介護3以上に対する介護老人福祉施設のベッド数の充足率	18.2%	30.0%
小規模多機能型居宅介護の施設数	1施設	4施設

▶関連する主な市の計画

- 高齢者福祉計画・介護保険事業計画
- 地域福祉基本計画
- ほほえみやす21健康プラン

施策
3

障がい児・者福祉の充実

▶めざす姿

障がいのある人が自分らしい日常生活や社会生活を営むための体制が整い、誰もがともに地域でいきいきと暮らしています。

▶現状・課題

近年、障がいに関する相談件数は増加傾向にあり、相談内容も複雑化・多様化しつつあります。身体障がいや知的障がいのほか、外見からは分からぬ精神障がいや内部障がい^{*}を抱える人も多くなっており、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう、障がい特性や多様化するニーズに合わせたきめ細やかな障がい福祉サービスを提供することが求められています。関係機関等との連携をさらに強化し、相談員の確保や専門性の向上により、相談支援体制を充実させる必要があります。

障がいのある人が、地域において自分らしくいきいきと暮らすためには、地域における障がい者理解を進めるとともに、本人による意思を尊重し、相談やサービス調整など個別支援を充実させる必要があります。

就労支援については、就労の場の確保や、就労に必要な知識や能力向上のための支援に加え、就労継続を図るための支援が一層求められています。

また、暮らしの中で障がいの特性にかかわらず、創作活動や軽スポーツ等を通して本人の能力向上や活躍の場を増やす取組を継続的に実施することが必要です。

こうした中、障がい児・者の重度化、高齢化等を見据え、自立生活を支え、地域全体で支えるサービス提供体制を構築した地域生活支援拠点の整備が求められています。

障がい児支援に関しては医療的ケアの必要な子どもたちも含め、一人ひとりの障がい特性や発達状況に応じた福祉サービスが必要です。乳幼児期から成人期までの一貫した効果的な支援を身近な場所で提供することができるよう、相談支援の体制整備と専門的な支援が求められています。

そして、療育による早期からの発達支援を行うことで効果を高めるとともに、我が子の障がい特性を理解し、安心して育てていくことが出来るよう支援することが必要です。

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳交付者数の推移



▶取組方針と主な取組

取組方針	主な取組
①障がい者の個別支援の充実 障がい特性や多様化するニーズを把握し、きめ細やかな障がい福祉サービスを提供するため、相談支援体制の充実を図ります。	地域生活支援拠点の整備、障がいのある人の権利擁護、意思疎通支援の充実、就労支援の充実
②障がい児の相談支援・療育の充実 障がい児とその家族に対して、乳幼児期・学齢期から成人期につながる一貫した支援を提供するための体制を整備します。	相談・療育機能を充実させた発達支援センターの整備、児童発達支援の充実

▶指標

指標	現状値	目標値(5年後)
グループホーム [*] 数	5か所	7か所
指定特定相談支援事業者 [*] 数	6事業者	7事業者
早期療育通園事業「にこにこ教室」利用児数	68人	75人

▶関連する主な市の計画

- 障がい福祉計画・障がい児福祉計画
- 障がい者基本計画
- 地域福祉基本計画

施策
4

地域福祉の推進

▶めざす姿

すべての人が地域の一員として、ともに生き、ともに支え合い、安心して暮らしています。

▶現状・課題

少子高齢化や核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化等の中で孤立し、生活中に困難があっても相談できず、課題が深刻化する世帯が増加しています。また、個人や世帯が抱える課題が複雑化・複合化しており、分野別に対応では解決が困難な課題が増加しています。さらに、自然災害や感染症の拡大による影響等、本人の責によらない生活のしづらさが、いつ我が身に降りかかるともわからない時代になっています。

福祉は他人事ではなく身近な「我が事」であり、特別な人のためではなくすべての人の幸せのためであるという認識を持ち、「おたがいさま」の気持ちで地域づくりに取り組むことが重要です。また、支援を必要とする人に支援がきちんと届くためには、異変を察知した場合に声をかけあえるような地域での関係づくりや、相談にきちんと対応できる体制整備が重要です。

野洲市では、分野を超えた包括的な相談支援体制を整備していますが、今後は市民が相談しやすい身近な相談拠点を整備していく必要があります。相談拠点を中心に、支援を提供する側、される側に分かれるのではなく、すべての人に役割があり社会参加できるような「地域共生社会」づくりを進めます。

地域共生社会のイメージ



(資料)厚生労働省「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会最終とりまとめ 概要」より作成

▶取組方針と主な取組

取組方針	主な取組
<p>①市民の主体的な地域福祉活動の推進 安全で安心して暮らせる地域づくりや地域の中の生きがいづくり、相互に認め合う関係づくりを進めます。</p>	<p>世代間交流の推進、地域住民・ボランティア団体等の社会福祉活動への支援</p>
<p>②地域と連携した福祉活動の推進 市民の身近なところに設置した相談拠点を中心に、交流の拠点づくりや市民・自治会・事業者・行政等の連携や協働を進めます。</p>	<p>市民・自治会・事業者・行政のネットワークづくり、地域住民が集う拠点の整備、社会福祉協議会との連携強化</p>

▶指標

指標	現状値	目標値(5年後)
地域福祉を推進する市民交流や懇談会の回数	—	年2回以上

▶関連する主な市の計画

- 地域福祉基本計画
- 子ども・子育て支援事業計画
- 障がい者基本計画
- 障がい福祉計画・障がい児福祉計画
- 高齢者福祉計画・介護保険事業計画
- 地域防災計画
- ほほえみやす21健康プラン
- いのち支える野洲市自殺対策計画

施策
5

生活困窮者等への支援の充実

▶めざす姿

生活から就労まで包括的に対応できる相談支援体制が充実し、すべての人が孤立することなく安心して生活しています。

▶現状・課題

市民が抱える課題は複雑化・複合化しており、問題に個々に対応するのではなく、相互関係を把握し、一体的に解決するため、相談者の把握から生活再建まで途切れのない包括的な相談支援体制を充実させる必要があります。野洲市では、経済的困窮だけでなく、地域社会からの孤立も含めた生活上の諸課題を抱える市民を「生活困窮者等」と定義し、「おせっかい」を合言葉に、公共サービス、専門家、地域社会の総合力を効果的に発揮できるよう仕組みを発展させてきました。今後も「一人を支援することから」を基本に、関係機関との連携と協働による相談支援体制の強化を図ります。また、困難な状況にある人は、自身の困りごとを発信する力が弱く、支援等の情報を得ることも難しい場合が多くみられます。このような人々が孤立せず、適切な相談機関に結び付くことができるよう、相談しやすい身近な相談窓口の拠点整備やアウトリーチ型^{*}の相談支援の強化、事業者や地域の団体等の協力を得て行う見守りネットワーク活動^{*}の充実等を進めます。

住まいについては、市民ニーズに沿った市営住宅の整備や、空き家等の活用により、生活困窮者等の自立支援に適した住宅を確保することが求められています。

就労支援については、就職しても定着が困難な人の支援や、ひきこもり等すぐに就労するのが難しい人が徐々に社会参加する場の確保が課題となっています。個々の状況や能力に応じて安心して働き続けられるよう、関係機関や事業者と連携し継続して支援していくことが必要です。また、一人ひとりの意思や能力、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を可能とする事業者の理解が重要となります。

生活保護については、最後のセーフティネットとして、保護を必要とする人への支援体制を強化するとともに、受給者の抱える様々な課題に応じた対応を図り、自立にむけた支援を行います。

野洲市における生活困窮者等への支援の連携図



(資料)野洲市

▶取組方針と主な取組

取組方針	主な取組
①包括的な相談支援体制の充実 生活困窮者等の相談を取りこぼすことなく包括的に受け止めるため、地域における身近な相談窓口の体制整備や相談員の専門性の向上を図ります。就職・就労定着への支援、多様な働き方の選択が可能となる地域づくり、地域や関係機関との連携強化を進めることで、生活困窮者等の自立を支援します。	関係機関との協働による包括的相談支援体制の強化、生活困窮者の自立支援、市営住宅等の住まいの確保、就労準備や定着への協力事業者の確保、生活保護制度の適正運用、見守りネットワーク活動の充実



▶指標

指標	現状値	目標値(5年後)
生活困窮者支援事業において支援プランを策定した数	314件	400件
包括的な相談窓口数	1か所	4か所
「見守りネットワーク協定」協力事業者・団体数	41事業者・団体	50事業者・団体

▶関連する主な市の計画

- 地域福祉基本計画
- 住生活基本計画

施策
6

消費者行政・防犯対策の充実

▶めざす姿

犯罪や消費者被害の未然防止・拡大防止に地域や事業者等と連携して取り組み、市民が被害にあうことなく安全・安心に暮らしています。

▶現状・課題

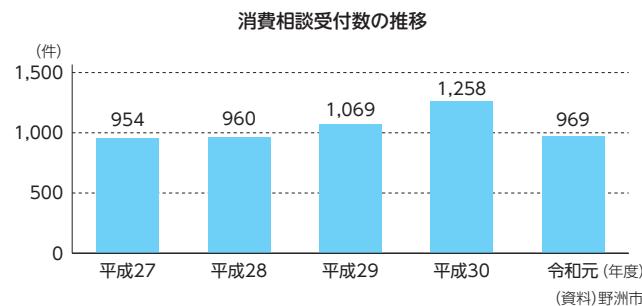
情報通信技術の発展等により新たな商品やサービスが登場し、人々の生活のあり方が大きく変化しています。また、少子高齢化や地域コミュニティの希薄化等により、地域で孤立する人々が増加し、消費者被害の増加や犯罪の巧妙化が問題となっています。

消費者問題の被害救済及び未然防止・拡大防止のためには、消費者教育や啓発による市民意識の向上や、相談窓口の機能強化と周知啓発、相談しやすい体制づくりを図る必要があります。

また、地域や連携機関等における情報共有や、野洲市消費者安全確保地域協議会が行う見守り活動をさらに強化し、消費者被害の早期発見や、抑止による安全な地域づくりを行う必要があります。

併せて、市内での訪問販売事業者の登録制度等、野洲市くらし支えい条例を適切に運用し、市民の安全・安心な暮らしを守ります。

野洲市における犯罪認知件数は減少していますが、高齢者を狙った特殊詐欺^{*}など増加しているものもあり、さらに巧妙化・多様化をしています。市内各地域に設置している地域安全指導員と協力し、各種啓発活動の実施や市民に対し適切な情報提供を行うとともに、防犯カメラや防犯灯等の設置、警察や地域の関係機関との連携・協議等、市全体での防犯対策を実施する必要があります。



▶取組方針と主な取組

取組方針	主な取組
<p>①消費者被害の救済及び未然防止・拡大防止の充実</p> <p>消費者教育の推進や消費生活相談窓口の機能強化を図るとともに、地域や連携機関等における情報共有や、消費者庁及び警察から情報提供を受けた個人情報を活用した見守り活動を強化し、消費者被害の未然防止・拡大防止を図ります。</p>	相談支援体制の充実、野洲市消費者安全確保地域協議会が行う見守り活動の強化、消費者教育や啓発の充実
<p>②防犯対策の実施</p> <p>犯罪の未然防止に向けて、情報提供や防犯カメラ・防犯灯等の設置、警察や地域関係機関と連携した見守り活動など、市全体での防犯対策を実施します。</p>	啓発活動の推進、防犯メールを活用した情報の周知、防犯カメラ・防犯灯等の防犯設備の整備、地域における自主的防犯活動の促進、警察や地元自治会等関係機関との連携・協議

▶指標

指標	現状値	目標値(5年後)
消費生活相談窓口数	1か所	2か所
犯罪発生率	36.4%	23.2%

第2回 野洲市総合計画審議会（分野2専門部会）議事要旨

●日 時

令和7年6月23日（月） 13:30～15:30

●場 所

野洲市役所 本館2階 庁議室

●出席委員

内藤 紀代子 委員

川端 文代 委員

本田 亘 委員

堤 敏次 委員

西村 孝子 委員

富田 由紀子 委員

※欠席：西谷 厚子 委員

●市の出席者

【事務局】政策調整部（総合調整課）

【担当部局】市民部（自治防災課）、健康福祉部（健康推進課、地域医療政策課、高齢福祉課、介護保険課、障がい福祉課、発達支援センター、社会福祉課、市民生活相談課）、都市建設部（建築住宅課）

○会議概要

1. 開 会

2. 挨 拶

…開会にあたり井狩部長より挨拶
…出席委員と市の出席者の自己紹介

3. 部会長選任報告

…会長より内藤委員を選任いただいたことを報告

4. 審議事項

<後期基本計画の骨子について>

- ・2回目の今回と次の3回目は専門部会に分かれ、後期基本計画の各施策について審議をお願いしたい。
- ・本日の資料は、前期基本計画をベースに、担当の各所属が前期基本計画策定からの5年間における社会情勢の変化や本市の取組状況などを勘案して、各施策の後期基本計画骨子として作成したもの。
- ・参考資料は、各所属に関係する部分について、どのような理由でどのように修正したかをまとめたものとなっている。
- ・本日は各部局や所属の職員も同席させていただき、より深い内容の議論ができればと考えている。

<今後の後期基本計画策定の進め方>

- ・今回の審議会（専門部会）でいただいたご意見は各所属へフィードバックし、アンケート結果等も反映して後期基本計画をブラッシュアップし、次回の審議会（専門部会）で改めて確認いただく予定。

○質疑・意見等

2-1 健康づくりの推進と地域医療体制の整備	
委員	市内のどこに何科の病院があるのか、地図にまとめたものがあると有難い。
担当課	→市では地域資源マップを GIS 上で公開している。医療機関については、県の「医療ネットしが」というサイトで公開されており、今受診できるところといった検索も可能である。乳幼児健診等では案内しているが、まだ届いていない方がおられる点については今後周知方法を検討したい。
委員	→高齢者がホームページで探すのは難しい。1枚の紙で確認できると分かりやすい。
部会長	→年代によって周知方法を工夫することも検討いただきたい。
委員	「自然に健康になれる環境づくり」の取組の中に ICT の利活用とあるが、既に進めているのか。
担当課	→ビワテクというポイントアプリの活用を進めている。また、健診の申込みをオンラインでも受付しており、徐々に利便性を拡大させている。
部会長	→高齢の方も使いやすいものとなるよう検討いただきたい。
2-2 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり	
委員	老人クラブがどこまで存続できるか心配している。役員の後釜がおらず悩んでいる。地域のクラブが減り、個人会員が増加しているが、その分事務局に負担がかかっている。市の方針と各会員の希望が乖離している部分もあるため、良くなる方策がないか市も頭をひねってもらえないか。
担当課	→定年延長もあり、元気な高齢者は増えているが、ニーズも多様化している。団体を抜けたいという人で個人会員なら残っても良いという人もいる。個人会員をどうしていくか、市と連合会で良い方向を考えていきたい。 百歳体操や高齢者サロンといった楽しみの場も増えてきており、様々な方法で介護予防に繋がる活動を支援していきたい。
委員	→知っている人がいるから参加するという点では、顔の見える関係づくりが重要。楽しいから参加が継続し、健康維持や地域の見守りにも繋がる。サロンでは高齢者だけでなく、子どもも巻き込んだ世代を越えた交流といった展開もできると良いのではないか。 福祉部門の指標化は難しいが、サロンは何をすれば増やせるのかも関係者間で考えていきたい。
担当課	→多世代交流は広げていきたい。顔の見える関係から支え合いにも繋がる。集える場の数を指標とするのは難しいところもあるが、広げる努力はやっていきたい。
委員	→サロンには民生委員も関わっているが、担い手不足のところもある。身近なお互い様サロンのように気軽でないと長続きしない。
担当課	→サービスの担い手と受け手といった関係ではなく、それぞれができる形の「お互い様サロン」に名称を変更した。参加者が手挙げ方式でできることを持ち寄る形にすることで負担軽減にも繋がる。
委員	→サロンには 65 歳以上の年齢制限があるのはなぜか。
担当課	→介護保険事業として補助しているため 65 歳以上が中心となるが、子どもも参加してもらえるので、多世代交流を進めていきたい。
部会長	→補助要綱の表記についても検討してもらいたい。
委員	夏休みのラジオ体操が今は 1 週間のみとなった。高齢者で参加したい人もいるが、参加できるところがないのは寂しい。PTA がなくなったこともあるが、学校とも話し合いができれば良いと思う。

委員	→高齢者を中心にラジオ体操をされている地域もあり、そこへ逆に子どもが参加している事例もある。
2-3 障がい児・者福祉の充実	
部会長	指標について評価委員会から指摘があるが、見直しを考えているのか。
担当課	→個別計画では既に見直しているが、総合計画も今回の改定で見直しを予定している。
委員	車いすやシニアカーの人がスムーズに通行できる歩道はどの程度の割合で整備されているのか。
担当課	→道路環境整備については把握できていない。
部会長	→こうしたところが明らかになれば、新たな課題にもなり得るのではないか。
委員	障がい者の高齢化が進んでいるが、障がい福祉と高齢福祉の連携はどの程度進んでいるのか。
担当課	→どちらも対象となる方は介護優先でサービスを提供している。介護でまかなえない部分を障がいサービスでカバーしており、連携して提供している。
委員	障がい児が多くなっているが、学校では共に学ぶ方針であり、発達支援センターもサポートされている。学校とも連携して、手厚いサポートがなされることを望む。
担当課	→未就学児を対象として発達障がい等を抱える子どもを早めに支援し、成長や発達を支えている。小学校へ入学される際には情報を連携し、困りごとがなくなるよう全力で支援している。
2-4 地域福祉の推進	
部会長	評価委員会から指標に対する意見があるが、担当課で考えはあるか。
担当課	→地域で見守り支え合いネットワークという組織を作ってもらっているが、現在4つとなっている。こうした地元で見守ってもらえる組織を作ることが1つの指標になるのではないかと考える。
委員	→具体に進めていくには、地域の人に必要性を伝えて理解してもらう必要がある。市と関係機関が連携して進めていければと思う。
担当課	→市で持っている資源を地域に活用してもらえるよう、情報を分かりやすく提供していきたい。
委員	県下一斎清掃では、地域の人がボランティアで除草作業をしているが、80歳を超える人にも参加いただかないといけないくらい人が足りない。街中と違って、山や川がある地域は危険で作業量が多い。今後のあり方をどう考えるか。
事務局	→課題は担当課も認識していると思う。意見は伝えさせてもらう。
2-5 生活困窮者等への支援の充実	
委員	こども食堂の取組は記載しないのか。
担当課	→いくつか開設されていることは承知している。市から直接補助はしていないが、フードバンクや社協からの支援はなされている。市では、学習支援事業の中で、フードバンクから提供いただいたおにぎりやお菓子を学習前に提供している。
部会長	→学習支援事業の利用者は何人いるのか。
担当課	→実利用人数は約20人である。
委員	→そうした取組が表に出るとなお良いと思う。
委員	ひきこもり支援に対する市の方針は。
担当課	→実態が掴みにくいが、アウトリーチ型の事業や社会復帰に向けた支援事業の受入先の開拓といった事業により、関係団体と連携しながら支援を届けていきたい。
部会長	→対象者が何人くらいいるのか把握しているか。

担当課	→延べの支援人数は約 50 人である。
部会長	→まだ把握できていない人もいると思われるが、様々な機関と連携して取組を進めてもらいたい。
部会長	市営住宅は必要な人に行き届いているのか。
担当課	→老朽化した住宅の建替えも進めているが、現在の入居率は約 96% である。年 2 回募集しているが、募集件数と同数程度の応募がある状況である。単身高齢者が増加傾向にあるため、ニーズに沿った施策となるよう、既存の市営住宅の中では単身向けの部屋を増やした。
2-6 消費者行政・防犯対策の充実	
委員	市で防犯カメラの貸出しはやっているか。
担当課	→市としては実施していない。市では野洲駅前を中心に 24 台を設置しているほか、各自治会で設置される際には補助金を交付している。
委員	消費者教育の充実とはどんな活動をされているのか。
担当課	→未然防止と被害救済のため、広報等での啓発を行っている。小中学校ではスマートの使い方講座を実施しているほか、自治会への出前講座も実施している。
部会長	高齢者向けの取組は。
担当課	→自治会の出前講座は高齢の参加者が多い。また、高齢者向けのパンフレットを作成し、配布している。
委員	→詐欺の被害に遭うのは高齢者が多い。コンビニや銀行が機転を利かせて防いでいる事例もあるが、根本的な対策はないのか。
担当課	→全て防ぐのは難しいが、事業者と見守りネットワークの協定を結び、緩やかな見守りを実施している。
委員	犯罪等の情報はどのように周知しているのか。どのように受け取れるのか。
担当課	→メールや LINE で事前登録された人に配信している。不審者情報や詐欺の情報等を随時配信している。
委員	→登録者が増えるよう周知をお願いしたい。
担当課	→不審者情報については、別のツールで学校から保護者全員にもお知らせしている。
担当課	→LINE の登録に関する周知については、広報のほか、先日のやすまる広場でも来場者へ周知を行った。

5. 報告事項

<市民意向調査について>

- ・6月初旬に 18 歳以上の無作為抽出の市民 4,000 人にアンケートを発送し、6月末までに回答をお願いしている。
- ・今回はウェブ回答もできる形にしている。
- ・調査項目は、前回からの変化を確認するものに加え、前期の取組を評価いただくものや各所属が希望される項目を追加している。
- ・現時点では約 1,000 通の回答をいただいている。
- ・次回の審議会には集計と分析の結果を報告させていただく。

6. その他

<策定スケジュールについて>

- ・次回は9月頃にもう一度専門部会での開催を予定しているが、今回いただいた意見のほか、アンケートの結果や8月に開催予定の市民懇談会の意見も反映した後期基本計画の案を改めて確認いただきたい。

7. 閉会